
プロジェクト	金融商品に関する会計基準の検討
項目	第 408 回企業会計基準委員会及び第 143 回金融商品専門委員会 会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 408 回企業会計基準委員会（2019 年 5 月 13 日開催）及び第 143 回金融商品専門委員会（2019 年 5 月 17 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

会計基準の開発に着手するか否かの検討

（金融商品の認識の中止）

（第 408 回企業会計基準委員会）

2. 意見募集文書で対象にしてなかった金融商品の認識の中止について、重要であるので検討に含めるべきとのコメントがある。一方で、含めないとする方向に支持が得られており、今回のプロジェクトの範囲に含めない旨審議資料に記載があるが、もう少し説明を加えてはどうか。

（金融資産の減損）

（第 408 回企業会計基準委員会）

3. 金融資産の減損という用語については、我が国の金融商品会計基準の体系の中で定められている貸倒引当金等の用語と比べて、用語の使用方法や意味の範囲等において若干の違いがあると考えられるため、今後、それらについて丁寧に説明をしていくことが望ましい。

（第 143 回金融商品専門委員会）

4. 金融資産の減損に関する事務局の提案を述べている第 29 項において、「IFRS 第 9 号で「減損」の対象とされるものについては（省略）開発に着手し、検討の対象に含めることが考えられる」との記載があるが、基準開発ありきとの誤解を生じさせるおそれがあると考えられるため、表現の見直しを少し行ってはどうか。
5. IFRS においては、クレジット・デリバティブを用いた信用リスクのヘッジ取引にかかわるヘッジ会計の規定が定められている。金銭債権等の減損について今後検討を

進めるのであれば、金銭債権等の会計処理の理解可能性をより高める観点より、信用リスクをヘッジする取引手法の会計処理についてもあわせて検討してはどうか。

6. 減損について最初に検討に着手する点については同意する。ただし、債券の減損の取扱いについて検討を進めていった場合、分類及び測定における基準差異にフォーカスしていかざるを得なくなり検討範囲がどこまで広がるのかわからなくなることが懸念される。着手するとした場合の当初の進め方に関する事務局の提案に同意するものの、いずれかのタイミングで分類及び測定の検討範囲について議論する必要があると考える。

(ヘッジ会計)

(第 143 回金融商品専門委員会)

7. IFRS 第 9 号と IAS 第 39 号におけるヘッジ会計に関する規定が併存している状況ではあるが、IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の見直しにより、リバランス等、企業のリスク管理の実態をより会計処理に反映するための新たな規定が導入されており、国際的な整合性を図るため、これらについての部分的な検討は進めてもよいのではないか。
8. ヘッジ会計については、優先度から見ると高くないという趣旨で回答している例が多いのではないかと推察する。しかしながら、IBOR に関連する論点が発生する等、状況が変化しているため、ヘッジ会計に関する検討を全く行わないことは得策ではなく、順番としては後順位になるかもしれないが検討すべき課題として捉える必要があると考える。

以 上